

申立人・相手方同席による手続説明等の実施について

那覇家庭裁判所 (R4. 4 版)

申立人・相手方同席による手続説明等は、次のような場面で行うことを予定しています。

- 1 調停期日の開始時  
申立人と相手方が同じイメージを持って調停に臨むことができるよう、手続について説明したり、進行方針を確認したりします。
- 2 調停期日の終了時  
次回期日で話し合うことを共有するため、その期日で話し合われた内容や提出された資料、次の期日までの課題等を確認します。
- 3 調停の成立・不成立  
調停において合意できた内容（合意できなかった内容）を整理し、確認します。

調停では、調停委員会と申立人・相手方が共通の認識を持って話し合いを進めていくことが大切です。そのため、上記のような同席による手続説明等を行います。

もともと、調停委員会が、同席による説明を行うことができない事情があると判断した場合には、別席による手続説明等を行います。その判断のため、以下の回答書に必要事項を記入して事前に提出してください。同席が難しい場合には、その事情を具体的に記入してください。

※ 同席による手続説明等は、当事者本人が手続の内容を理解し、納得しながら手続を進めることができるように行うものです。そのため、弁護士等の手続代理人がいる場合でも、原則として当事者本人の立会いをお願いしています。（家事事件手続法 51 条 2 項参照）

\*\*\*\*\*

令和 年（家イ）第 号

回 答 書

申立人・相手方同席による手続説明等について、次のとおり回答します。

- 実施して構いません。
- 実施できない事情があります。  
(その内容)
  - 進行照会書記載のとおり
  - 以下のとおり

令和 年 月 日

- 申立人
- 申立人 代理人
- 相手方
- 相手方 代理人

